

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 10 回 2016 年 3 月

増値税改革新政策——金融サービス業及び保険業への影響

本アラートの分析対象法規:

- 財税[2016]36号通達、金融サービス業に対する増値税関連規定が定められ、当該通達は2016年5月1日から発効する。

通達の発布

財政部及び国家税務総局は共同して、2016年3月24日付けで財税[2016]36号通達(以下「36号文」)を発布した。当該通達は、増値税改革で残る重要な業種に対する増値税税率と関連増値税政策を規定し、2016年5月1日から発効する。

KPMGは、第9回チャイナタックスアラートで増値税改革が全業種に及ぼす一般的な影響を分析した。今回は金融サービス業及び保険業に及ぼす影響を踏み込んで分析する。

金融サービス業及び保険業に適用する増値税税率

2016年3月5日のチャイナタックスアラートで予測された増値税税率は36号文により確認された。尚現行の金融サービス業及び保険業の増値税税率及び営業税税率は以下の通りである。

業界	現行営業税税率	増値税税率
金融サービス業と保険業	5%	6%

増値税の実質が差額課税(売上税額－仕入税額)であるのに対し、営業税は全額課税(売上税額のみ)であるため、現行税率と新税率を単純に比べてもあまり意味がない。

主要な影響

今回、増値税改革の新規定が発布されたことで、中国は世界初の金融サービス業に対する増値税徴収国となった。中国は、これまで金融サービス業に対し5%の営業税を徴収してきたが、国有銀行及び保険会社の独占度が高いため、金融サービス業に対する増値税の徴収は、他の国より簡単になるかもしれない。また、新規定の実施は世界各国

からも注目されていることから、金融サービス業に対する増値税徴収政策が成功した場合、他国も追随する可能性が高くなる。

新政策による金融サービス業への主な影響は以下の通りである。

- 金融サービス業の主要収入に対し6%の増値税を適用する。主要収入とは、銀行ローン利息収入、手数料、コミッション等を含む直接的に受領する金融サービス料金、保険収入、金融商品の譲渡収入である。
- 増値税の免税政策適用の範囲は限定されており、それは主に銀行間のコールローン取引の利息収入、同系列銀行内取引の利息収入、1年超の生命保険商品の保険収入などである。なお銀行預金利息は増値税徴収の範囲に含まれてはいない。
- 利息支出及びローンサービスの直接的な手数料ならびにコミッション支出に対する仕入税額は控除できない。なお、当該控除不能の規定が適用し続けるか否かは、今回の通達には明確にされていない。
- 現行の増値税政策に基づき、国外機関間の貨幣資金融通及びその他の金融サービスに対する直接料金を受取る金融サービスと輸出貨物に対する保険サービスを除いた輸出金融サービスは増値税を納付しなければならない。また、輸出金融類に対するコンサルティングサービス料は免税である。しかしながら当該政策は将来的に変更される可能性がある。
- 輸入金融サービスは増値税の源泉徴収対象である。

金融サービスの具体的な範囲

増値税の関連規定から金融サービスに含まれるサービスとは以下である。

- a) ローンサービス: 資金を第三者に貸付して利息を得る業務であり、資金の占用やコールローン利息収入、金融商品の所有期間(満期を含む)による利息収入(元金保証収益、報酬、資金占用料、賠償金)、クレジットカード貸越利息収入、バックセール金融商品の購入による利息収入、融資貸株取引による利息収入、セール・アンド・リースバックや荷為替、遅延利息、手形割引、転貸などの業務による利息及び利息と同類質の収入を含む。
- b) 直接に料金を受取る金融サービス: 貨幣資金融通及びその他金融業務のために関連サービスを提供して料金を受領する業務であり、主に外貨両替、口座管理、インターネットバンキング、クレジットカード、財務担保、資産管理、信託管理、ファンド管理、金融取引場所(プラットフォーム)管理、資金決済、資金清算、金融支払などのサービスを含む。
- c) 保険サービス: 生命及び財産保険サービス
- d) 金融商品の譲渡: 外貨、非貨物先物及び他の金融商品所有権を譲渡する業務である。その他の金融商品とは、ファンド、信託、資金投資などの各種資産管理商品と金融デリバティブの譲渡である。

貨物の譲渡側が、遅延利息またはその他料金を受領する場合は増値税の取扱に不確実性が現れる可能性がある。貨物販売に対する増値税は税率17%であるため、実際業務では納税者が遅延利息などを6%のローンサービスに見せ掛ける可能性がある。しかし、納税者の経営範囲と適用する増値税税率の間には実務上相互関連の関係にであり、異なる税率を適用するための見せ掛けはそんなに容易なことではないだろう。例えば、納税者の経営範囲に金融サービスの記載が無ければ、金融サービスの低い増値税税率を適用することは難しい。

注意すべきは、金融サービスの定義がすぐに時代に合わなくなる可能性があることである。それは、デジタル決済(WeChat やアリペイなど)あるいはバーチャル貨物の発展などによって「金融サービス」が決して不変ではないことによる。

パート1 概ねの金融サービスに適用する一般政策

四半期ごとに申告を行う

新政策により、銀行、ファイナンシャルカンパニー、信託会社、信用組合、加えて財政部及び国家税務総局が決める納税者は、四半期ごとに増値税の申告及び納税の必要がある。

多くの金融サービス企業が最も懸念したものは、どのようにして2ヶ月以内の期間でスムーズに増値税の移行を完成させるかであり、四半期ごとの申告となった新政策によって、これらの企業にシステム上の更新にも時間的余裕を与えたことになる。

なお、気がかりのひとつに上記リストに保険会社が含まれていないことである。保険会社は別途説明がない限り、月次ごとに増値税を申告しなければならない。

外貨換算

多くの金融会社は外貨で計上する取引を行っている。増値税発票及び増値税の納付が人民元で計算されているため、増値税政策には外貨換算の関連規定がある。金融機構は以下のいずれかの為替レートを採用し、売上額を人民元に換算することができる。

- 取引当日の為替レート、或いは
- 取引当月1日の為替レート

金融企業は事前の為替レートの採用方法を確定させておかなければならない。なお確定した後の12ヶ月以内の変更は出来ない。

納税義務の発生時点

一般的に、増値税の納税義務の発生時点は、売上金の回収当日若しくは売上金を要求する証憑を受領した当日であるが、金融商品の譲渡には、特別ルールとして金融商品の所有権移転の当日に増値税の納税義務が発生する。

不良債権

中国の増値税規定は、不良債権に関する増値税減免政策がない。しかし、金融サービス業の不良債権に優遇政策の便宜を図っている。即ち、利息決算日より90日を超えて計上された未回収利息部分に対し、貸付人は直ちに増値税を納付する必要がなく、実際に当該部分の利息回収できた時点で増値税の納税義務が発生する。なお、注意すべきは、利息決算日より90日以内の未回収利息の部分に対しては、増値税を納付しなければならない、かつ納付された増値税は還付の対象とはならない。

移行政策が設定されていない

金融業は、不動産業及び建築業と異なり移行政策を享受できない。さらには、2016年5月1日までに締結された契約書若しくは商業的利用の承諾に対しても、5月1日からは6%の増値税を納付しなければならない。

輸出入金融サービス

増値税が既に徴収されている業界では、輸出サービスは、増値税の免税が適用される。しかしながら、新規定は広義的に輸出金融サービスに免税の優遇措置を付与しない。当該規定は増値税原則と異なっている。中国の金融企業が輸出金融サービスに従事する場合、同一の金融サービスに対し、「二重課税」が発生する可能性がある。すなわち、中国は、輸出時に増値税を徴収されるが、多くの国々では、輸入する際に「逆方向徴収」が実行される可能性がある。このため、当該規定は、OECDの増値税／消費税のガイドラインと合致していない。

中国企業の国際競争力を確保するため、輸出金融サービスに対する増値税の免税は非常に効果的な措置であると考えられ、輸出金融サービスの免税規定が適切なタイミングで公布されることが望ましい。

また、上述規定の例外は、国外機関間の貨幣・資金融通及びその他の金融サービスに対する直接有料金融業務(当該業務は国内貨物、無形資産及び不動産に関係しない)である。また、輸出金融コンサルティングサービスは「コンサルティングサービス」の範囲に属するため免税が適用される。通常の場合、金融コンサルティングサービスにはファイナンシャルプランニングならびに資産管理などが含まれる。その他では、輸出貨物への保険サービスも同じく増値税免税政策が適用される。

輸入金融サービスは、その他輸入サービスの一般規則に適用され、増値税の源泉徴収を行わなければならない。尚サービス享受者が一般納税人資格者であれば源泉徴収された増値税の控除ができる。詳しい情報は2016年チャイナタックスアラート第9回(中国税務速報)をご参照ください。

増値税仕入税額の配賦

増値税体系を採用する多くの国々で一般的に共通している問題点は、金融企業の増値税仕入税額の計算方法である。なぜなら、金融サービス企業には、課税サービス、免税サービス、ゼロ税率サービスが混在するため、各サービスのコスト・費用を区分することが難しいからである。

中国の増値税体系にとっては上述と同じく共通のテーマである。今日の増値税体系では、金融サービスに一般的に課税されているが、多くの金融企業には非課税金融サービスを同時に営業している、例えば、銀行間の同業貸出取引は増値税が免除されている。

このため、増値税政策に基づけば、控除できない／控除できると区分できない仕入税額には、収入割合をもって仕入税額振替を計算すべきである。ただし、固定資産、不動産および無形資産の購入は除外とされている。これらの資産が部分的に課税項目の使用であつてもすべて控除可能である。

一方、銀行にとって見れば、同業取引収入が全収入額に占める割合が大きく、また、同業間取引のコストが極めて少ないため、収入の割合で仕入税額振替を計算することは公平ではない。金融企業は、国際経験を通じて増値税の仕入税額の配賦に対し、将来的には他の方法の試用を申請することも考えられる。

パート2 業界別・個別分析

銀行業

前項で述べたように、新規規定は、銀行のローンサービス収入に対し5%の営業税は適用せず、増値税を徴収する。重要なことは、銀行が取得する利息収入の増値税は、次の取引プロセスで控除できる仕入税額にはならないことである。規定はまた、利息費用の増値税が控除できないことについて詳細に定めている。すなわち、利息収入に対する増値税専用発票の発行の必要性がなくなる。このほか、借入側に発生するローンサービスに係る手数料支出の増値税は仕入税額として控除できない(例えば投資・融資のコンサルティング費用・手数料など銀行が請求する費用)。

規定によって、増値税の一般納税人資格者は、利息支出によって発生する仕入税額が税コストになる。すなわち、利息収入が仕入税額として控除できる状況とは対照的に、国内で運営するプロジェクト融資コストは大幅に増加する。新政策が公布されるまでは、控除できないのは一時的なものであると考えられていたが、規定の中にはそのような記載はない。また、銀行のローン業務に係る手数料の増値税も仕入税額にならない。ローン業務と関係しない銀行に支払う費用は、例えば信用状のコンサルティングサービス費などの増値税は仕入税額として控除できる。

従来より預金利息に対する営業税の徴収免除、及び銀行間の同業資金調達における営業税の免税適用政策は、増値税の法律規定でも継続する模様である。具体的には以下のとおりである。

- 人民銀行と銀行間の資金往来
- 関連行間での取引(同一銀行系列内)
- 人民銀行の批准を得て全国の銀行間同業資金調達市場で取引する金融機構間の全国統一な資金調達ネットワークによる短期(1年間以下)無担保資金金融通行為
- 金融機構間で展開する電子手形決済

なお、規定には一つの問題点がある。すなわち、国外の銀行の本店と中国国内にある子会社・支店との資金往来は、関連行間で往来業務として増値税を免税できるかである。広義では、同一銀行に属している。同じく銀行間資金往来のオフライン取引について、明確に免税範囲に属するか否かを規定では言及していないため、増値税が徴収される可能性がある。

尚、統一性を持たせるため以下の特殊規定も銀行業に適用される：

- 農家の小口融資、条件に見合う担保機構の収入、育成奨学金、国債、地方政府債、個人住宅モーゲージローン、中国人民銀行の一般金融機構の貸出しローン
- 清算する金融機構の貨物、不動産、無形資産、有価証券、手形な財産による債務の清算；

保険業

保険企業は、保険料の6%を増値税納付する。しかし、1年以上加入の生命保険、健康保険の保険収入と輸出商品の関連保険に係る増値税は免税となり、営業税の免税規定が継続されている。

規定によると、被保険者が獲得する賠償責任保険は、増値税の課税対象ではない。なお、新規定は、この内容について具体的な説明を行っていないが、貨物或いはサービスなどに係る賠償に対しても、増値税が課税対象に属さない傾向を示している。なお、保険会社は、賠償用の貨物或いはサービスを購入する場合、当該仕入税額を控除できるため、この政策をもって賠償責任保険の商品を組替えていく可能性が高いと考えられる。すなわち、現金賠償から貨物・サービス賠償に転換することである。しかし、このような処理は、税務機関に見なし販売と認定されるリスクが高い。実務上、保険会社の現金賠償形態の保険商品にかかる増値税は、「増値」分に対してではなく、保険収入総額に対して課税される。

保険会社は、現金賠償に係る仕入税額を控除できないが、賠償のために支出した費用の増値税(例えば一般管理費用)は控除できる。システムと税務コンプライアンスの観点から、保険会社にとっては賠償費用と賠償にかかった費用を識別し、かつ区分することは非常に困難である。

また、保険会社によるブローカー及びエージェントの管理は、上昇し続けるコンプライアンスコストをマネージメントしなければならない。ブローカー又はエージェントに支払うコミッションは、増値税の課税範囲に入っている(通常ブローカーとエージェントは増値税小規模納税者の可能性が高い)。保険会社は、保険料収入に係る増値税を正確に計算しなければならないため保険商品の販売情報を直ちに入手しなければならない。同時にまた、増値税体系では、保険会社は、ブローカーとエージェントのコミッション、又は手数料を控除した純額ではなく、保険料全額に対して増値税を納付しなければならない。このように、上述の変化は保険会社にとってコンプライアンスマネージメントのさらなるチャレンジである。

新規定はまた、再保険業務に対する増値税処理について明確にしていない。実務上、どのような増値税処理を採用するかは2つの観点がある。1つは、増値税は営業税の処理

方法を継続する観点である。最初の保険が増値税課税される(或いは増値税が免税される)場合、再保険には増値税が課税されない。一方もう1つは、再保険は保険会社が提供する保険業務であるため、最初の保険と同じ税務処理を採用すべき点である。ただし、この問題を明らかにするのは時間がかかるだろう。

上述のように、輸出金融サービスの多くが増値税免税を適用されない、例えば国際旅行保険、国際貨物運送保険などの保険商品は増値税免税の優遇政策を享受できない。保険商品の消費地が完全に国外にある場合、増値税を徴収するのは合理的ではないだろう。増値税の一般規則によると、完全に、国外で消費されるサービスに対しては増値税を徴収しないとされているが、しかし、現行の輸出保険サービスに関連の規定はそれらの状況に対応仕切れていないのが現状である。

大口の資産管理商品

中国は、信託及びファンドなどの資産管理類の商品が急速に発展しており、それは規定の更新スピードを遥かに超えている。新増値税規定にも同じ状況が見られる、例えば、信託とファンドなどの資産管理類商品に対し、どのように増値税を徴収するか、まだ明確にはなっていない。一般に、提起される質問では、各信託計画及びファンド商品自体に対し、それぞれ増値税納税者として登録が必要であるか、それとも、各受託者或いは管理者を単位として、増値税納税者に登録し、管理している全ての信託計画ならびにファンド商品を集計して、増値税額を計算しなければならないかという争点である。

金融商品取引

新規定は、金融企業に対する主要な影響として、政府の金融商品の譲渡に対し増値税徴収を行うと決定した。金融商品は、その収益に基づき増値税を納付すべきか、または免税を適用すべきかは、業界内においても激しく議論が続いている。

6%の増値税で5%の営業税を代替したが、本質的には、金融商品取引の増値税の徴収形式は営業税体制における形式を引き継いでいる。注意すべきは、規定に基づき6%の増値税が課税されるが、実務上、売り手は金融商品譲渡の収益に対して増値税を納付する一方、取引相手方は控除できる関連仕入税額がない。規定は、金融商品の取引は増値税専用発票を発行してはならないと定めている。

金融商品の損益を相殺し、損失が出た場合、仕入税額は次の納税期に繰り越し、次の納税期の金融商品の売上増値税からその繰越分を差引くことができる。しかし、年度末で損失が依然として残る場合、次の会計年度に繰り越すことが出来ない。この規定は営業税制と合致する。

金融商品の買入価格は、加重平均法或いは移動加重平均法のいずれかを選択して計算できる。ただし、36ヶ月以内の計算方法の変更は認められない。金融商品増値税の納税義務の発生時期は、所有権移転の当日である。

規定は、以下の6種類の金融商品取引に対して増値税課税を免除する。

- 適格外国機関投資家(QFII)が国内会社に委託して中国国内で行う証券取引業務
- 香港市場の投資者が沪港通を經由して上海証券取引所A株を売買する業務
- 香港市場の投資者がミューチュアルファンドを通じて中国大陸のファンドを売買する業務
- 証券投資信託(クローズドエンド型投資ファンド、オープン型投資ファンド)の管理者がファンドを運用して株券、債券を売買する業務
- 全国社会保障基金理事会、全国社会保障基金投資管理者が全国社会保障基金で証券投資信託若しくは株券と債券を売買する業務
- 個人による金融商品の譲渡業務

有形資産のファイナンス・リースとオペレーティング・リース

営業税から増値税への徴収変更試行の後、ファイナンス・リース業務は、取得した収入全額及び附随費用(元本を除く)から、外部に支払う借入利息(外貨借入や人民元借入利息を含む)及び債券発行利息を控除した後の残高を売上高として、17%の税率で、増値税を計算しなければならない。しかし、36号文の公布によって、セール・アンド・リースバック業務を融資サービスに改め、6%の増値税が適用された。

試行納税者は、2016年4月30日以前に締結した有形資産のセール・アンド・リースバック契約書に基づき、満期までに有形資産のセール・アンド・リースバックのサービスは、有形資産ファイナンス・リース業務として増値税を納付することができる。

そのほか、試行納税者となる以前に、締結した執行未完了の有形資産リース契約書は簡易計算方法を適用して税額計算できる。

パート 3 当業界 10 の問題点—金融サービス業

3月5日に発行されたKPMG チャイナタックスアラートには、金融サービス業が直面している10の問題点に言及して、新规定においてこれらの問題を解決できるかどうかを分析するために、以下の表を再度使用する。

問題点	結果
1. 銀行間のコールローンに増値税の免除は可能か。免除可能の場合に免除対象は中国国内の銀行間のコールローンに限定されるか、或いは、国内及び国外の銀行間のコールローンも含まれているか。	増値税を免除できる。コールローンの営業税の免税範囲と類似する。
2. 増値税の一般納税人資格者が借入資金に対する支払利息の増値税を仕入税額を控除できるか。控除不可の場合にその期間はいつまで継続するか。借入のために支払ったその他の費用の増値税は仕入税額控除できるか。発票の発行要求は緩和或いは取消になるか。	増値税の仕入控除ができない。規定は明確な時限設定を説明していない。貸付金に支払われた関連手数料の増値税も控除できない。
3. クロスボーダーローン(中国国内の銀行が海外の顧客に融資業務を行うこと)による受取利息に増値税免除は可能か。同様に、国外からの貸付金(中国国内の顧客が国外銀行から借入を行うこと)について、増値税の源泉徴収を行うべきか。	免税できない。金融サービスの輸出は一般的に免税できない。国内へ貸付を提供することで生じる利息(コール ローンを除き)は源泉増値税を徴収しなければならない。
4. 顧客の利息支払義務の不履行により発生した貸倒に対して免除政策はあるか。	関連優遇政策はない。不良債権(利息決算日から90日を超えた未払利息)に対して、実際利息を受け取る前には売上税を納付する必要はない。
5. 金融商品への投資により取得する収益に対して増値税免除は適用できるか、或いは一部の収益だけを対象にして増値税を徴収するか。	収益部分に対して、増値税を納付する。

問題点	結果
<p>6. 生命保険会社以外の保険会社は、賠償金支払の過程で購入した商品又はサービスに対して仕入税額を控除するが、保険契約者にこれらの商品又はサービスを提供する場合、売上税額を納付しないでよいか。</p>	<p>仕入控除ができる可能性があるが、商品又はサービスで弁償することがみなし販売と認定する可能性があるかどうかは不明確である。</p>
<p>7. 下記の保険に対して増値税免除の優遇措置が適用されるか。</p> <p>a) 保険対象のリスクが中国国外にある場合(海外旅行保険或いは国際貨物輸送保険など)</p> <p>b) 生命保険</p> <p>c) 健康保険</p>	<p>輸出貨物への保険サービスを除き、輸出保険産品は増値税免税政策を享受できない。生命保険と健康保険のみ、増値税免税政策を享受できる。</p>
<p>8. 再保険業務に対して基本保険と同様な増値税政策を適用するか。特に中国国外の再保険会社に再保険料を支払うケースを考慮すべきである。</p>	<p>今はまだ不明確である。可能な税務処理方法が二つある。</p>
<p>9. 金融機関はどのようにして控除可能な仕入税額を区分するか。</p>	<p>収入割合によって区分する。</p>
<p>10. 信託又はファンド商品に対して増値税を適用できるか。商品ごとに独立の増値税納税主体として登記する必要性はあるか。信託又はファンド商品が同一の委託先或いは管理機構に管理される場合個々に登記する必要性があるか。</p>	<p>規定にまだ明確になっていない。</p>

Khoonming Ho

Head of Tax,
KPMG China
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Tianjin

Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang
Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau
Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Hangzhou

John Wang
Tel. +86 (571) 2803 8088
john.wang@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gu.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling
Head of Tax,
Northern Region
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Andy Chen

Tel. +86 (10) 8508 7025
andy.m.chen@kpmg.com

Yali Chen

Tel. +86 (10) 8508 7571
yali.chen@kpmg.com

Milano Fang

Tel. +86 (532) 8907 1724
milano.fang@kpmg.com

Tony Feng

Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Helen Han

Tel. +86 (10) 8508 7627
h.han@kpmg.com

Naoko Hirasawa

Tel. +86 (10) 8508 7054
naoko.hirasawa@kpmg.com

Josephine Jiang

Tel. +86 (10) 8508 7511
josephine.jiang@kpmg.com

Henry Kim

Tel. +86 (10) 8508 5000
henry.kim@kpmg.com

Li

Tel. +86 (10) 8508 7537
li.li@kpmg.com

Lisa Li

Tel. +86 (10) 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com

Thomas Li

Tel. +86 (10) 8508 7574
thomas.li@kpmg.com

Simon Liu

Tel. +86 (10) 8508 7565
simon.liu@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Alan O'Connor

Tel. +86 (10) 8508 7521
alan.oconnor@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shirley Shen

Tel. +86 (10) 8508 7586
yinghua.shen@kpmg.com

State Shi

Tel. +86 (10) 8508 7090
state.shi@kpmg.com

Joseph Tam

Tel. +86 (10) 8508 7605
laiyiu.tam@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Jessica Xie

Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Jessie Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7625
jessie.j.zhang@kpmg.com

Sheila Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7507
sheila.zhang@kpmg.com

Tiansheng Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Head of Tax,
Eastern & Western Region
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

Marianne Dong

Tel. +86 (21) 2212 3436
marianne.dong@kpmg.com

Alan Garcia

Tel. +86 (21) 2212 3509
alan.garcia@kpmg.com

Chris Ge

Tel. +86 (21) 2212 3083
chris.ge@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Jason Jiang

Tel. +86 (21) 2212 3527
jason.jt.jiang@kpmg.com

Flame Jin

Tel. +86 (21) 2212 3420
flame.jin@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Michael Li

Tel. +86 (21) 2212 3463
michael.y.li@kpmg.com

Christopher Mak

Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Henry Ngai

Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Ruqiang Pan

Tel. +86 (21) 2212 3118
ruqiang.pan@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Wayne Tan

Tel. +86 (28) 8673 3915
wayne.tan@kpmg.com

Rachel Tao

Tel. +86 (21) 2212 3473
rachel.tao@kpmg.com

Janet Wang

Tel. +86 (21) 2212 3302
janet.z.wang@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Mimi Wang

Tel. +86 (21) 2212 3250
mimi.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Henry Wong

Tel. +86 (21) 2212 3380
henry.wong@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu

Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Jie Xu

Tel. +86 (21) 2212 3678
jie.xu@kpmg.com

Robert Xu

Tel. +86 (21) 2212 3124
robert.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Hanson Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3318
hanson.zhou@kpmg.com

Michelle Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Lilly Li

Head of Tax,
Southern Region
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Penny Chen

Tel. +1 (408) 367 6086
penny.chen@kpmg.com

Vivian Chen

Tel. +86 (755) 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com

Sam Fan

Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Joe Fu

Tel. +86 (755) 2547 1138
joe.fu@kpmg.com

Ricky Gu

Tel. +86 (20) 3813 8620
ricky.gu@kpmg.com

Fiona He

Tel. +86 (20) 3813 8623
fiona.he@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Ryan Huang

Tel. +86 (20) 3813 8621
ryan.huang@kpmg.com

Cloris Li

Tel. +86 (20) 3813 8829
cloris.li@kpmg.com

Jean Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
jean.j.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Grace Luo

Tel. +86 (20) 3813 8609
grace.luo@kpmg.com

Maria Mei

Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Eileen Sun

Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gu.sun@kpmg.com

Michelle Sun

Tel. +86 (20) 3813 8615
michelle.sun@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Lixin Zeng

Tel. +86 (20) 3813 8812
lixin.zeng@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Head of Tax, Hong Kong
Tel. +852 2826 7165

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Yvette Chan

Tel. +852 2847 5108
yvette.chan@kpmg.com

Lu Chen

Tel. +852 2143 8777
lu.l.chen@kpmg.com

Rebecca Chin

Tel. +852 2978 8987
rebecca.chin@kpmg.com

Matthew Fenwick

Tel. +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com
ayasha.lau@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Sandy Fung

Tel. +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com

Stanley Ho

Tel. +852 2685 7296
stanley.ho@kpmg.com

Daniel Hui

Tel. +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Kate Lai

Tel. +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com

Jocelyn Lam

Tel. +852 2685 7605
jocelyn.lam@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Steve Man

Tel. +852 2978 8976
steve.man@kpmg.com

Ivor Morris

Tel. +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com